

四日市市告示第111号

四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月24日

四日市市長 森 智広

四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな返礼品の開発や既存返礼品のさらなる魅力化を図るため、本市のふるさと納税返礼品提供事業者が行う、ふるさと納税の新規返礼品の開発及び既存返礼品の改良並びに返礼品の魅力向上に資する取組に対して、予算の範囲内で四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金をいう。
- (2) 返礼品 ふるさと納税をしたことによるお礼として寄附した者に送付する製品又はサービスであって、地場産品基準（平成31年総務省告示第179号第5条に定める基準をいう。）の規定に合致しているものをいう。
- (3) 返礼品提供事業者 返礼品を提供する個人事業者、法人及び団体をいう。
- (4) 開発等 返礼品を新たに開発すること及び既存の返礼品を改良することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 本市の返礼品提供事業者又は返礼品提供事業者となる予定がある者
- (2) 補助金を活用して開発等を行った返礼品を本市のふるさと納税返礼品として3年以上登録すること。
- (3) 本社、支社、事業所又は工場が本市内にあること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市と連携して行う開発等及び返礼品の魅力向上に資する取組とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 同一会計年度において、既に当該補助金の交付決定を受けている事業者が行おうとする事業
- (2) 同一会計年度において、国、地方公共団体等による同様の補助制度を利用している事

業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げるものとする。

(補助金の額及び補助率)

第6条 補助金は、前条の補助対象経費の総額の2分の1以内とし、10万円を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書
- (3) 事業実施予定表
- (4) 会社概要がわかるもの（パンフレットなど）
- (5) 市税の完納証明書
- (6) その他市長が必要と認めた書類

2 補助対象期間は、補助金交付決定日から1年以内とし、年度を超えて実施することはできない。

3 第1項の申請は、1事業者につき、年度内に1回限りとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金の交付又は不交付の決定を行い、その旨を四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付決定通知書（第3号様式）又は四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、本要綱の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(計画の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市ふるさと納税返礼品開発等計画変更承認申請書（第5号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の規定により承認の申請があったときは、変更内容を審査し、前条第1項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第10条 市長は、前条第3項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金変更決定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金実績報告書(第7号様式。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業実施の成果物、写真など
- (4) その他市長が必要と認めたもの

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付額確定通知書(第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第13条 補助事業者は、前条の規定により通知を受けたときは、四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金請求書(第9号様式。以下「請求書」という。)により速やかに市長に補助金の交付の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他の不正手段により、補助金の交付の決定を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途へ使用した場合
- (3) 補助金の交付の決定に付した条件に違反した場合
- (4) その他この要綱に違反したと認められる場合

(書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保管しておかななければならない。

(財産の管理及び処分)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとと

もに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年以内に、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ市長に承認を得なければならない。ただし、当該取得財産等の取得価格又は効用の増加価格が30万円未満のものは、この限りでない。

3 市長は、補助事業者が前項に規定する取得財産等の処分を行うことにより収入があるときは、交付した補助金の全部又は一部を納付させることができるものとする。

（調査）

第17条 市長は、補助金交付事業の適正な遂行を確保するために必要と認めたときは、補助事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

（補助金の評価）

第18条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、第16条及び第17条の規定を除き、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

補助対象経費

費目	内容
原材料費 消耗品費	開発等をする際の原材料を返礼品提供事業者が調達する際の費用 新たに商品を開発する際必要となる容器や梱包材を調達する際の費用 など
デザイン費 印刷費	返礼品提供事業者がデザイン会社に返礼品のロゴ、パッケージデザイン等の制作を依頼する費用 新たに製作したパッケージ等を印刷する際の費用 など
その他経費	市長が必要と認めた経費

（シティプロモーション部観光交流課）

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付申請書

四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金第4条に規定する事業を行いたいので、同要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 補助金申請額 金 円

3 事業の概要

4 補助金を必要とする理由

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

住 所

名 称

代表者

事業計画書

- 1 事業名

- 2 事業の目的

- 3 事業の全体計画

- 4 共同開発企業名又は機関名

- 5 事業達成による効果

- 6 事業実施における課題

- 7 貴社の得意とする製品・技術等

- 8 他の補助金の受入・申請状況

- 9 知的財産権保護に関する取り組み等

添付書類：収支計画書、事業実施予定表他

収支計画書

(単位：円)

科 目	予 算 額	内 訳
I 収入の部		
収入合計		
II 支出の部		
支出合計		

第2号様式添付書類

事業実施予定表

	作 業 内 容
4 月	
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	
10 月	
11 月	
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	

住 所

名 称

代表者

四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金については、四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 補助金の額 金 円

2 事業名

3 補助金の交付の条件

- (1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

第4号様式（第8条関係）

第 号

住 所

名 称

代表者

四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金については、交付できませんので通知します。

事業名

年 月 日

四日市市長

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 事業名

2 補助金変更申請額 金 円

3 変更の理由

4 変更の内容

住 所

名 称

代表者

四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金の計画変更を承認したので、四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

記

1 事業名

2 変更決定額 金 円

3 計画変更の内容

4 条件

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金実績報告書

四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第4条に規定する事業を完了したので、同要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業の目的及び内容

3 事業の実施方法

4 事業の効果

添付書類：収支決算書、事業工程表

収 支 決 算 書

(単位：円)

科 目	決 算 額	内 訳
I 収入の部 1 補助金収入		
収入合計		
II 支出の部		
支出合計		

第7号様式添付書類

事業工程表
作業内容

	作業内容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

住 所

名 称

代表者

四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金は 年 月 日付け事業実績報告書に基づき、四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 確定補助金の額 金 円

2 事業名

第9号様式（第13条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

（代表者の署名又は記名押印）

四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金請求書

四日市市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第13条の規定に基づき、補助金を請求します。

1 補助金額 金 円

2 事業名

<振り込み先>

銀行名 :

支店名 :

口座区分 :

口座番号 :

口座名義 :

(フリガナ) :